

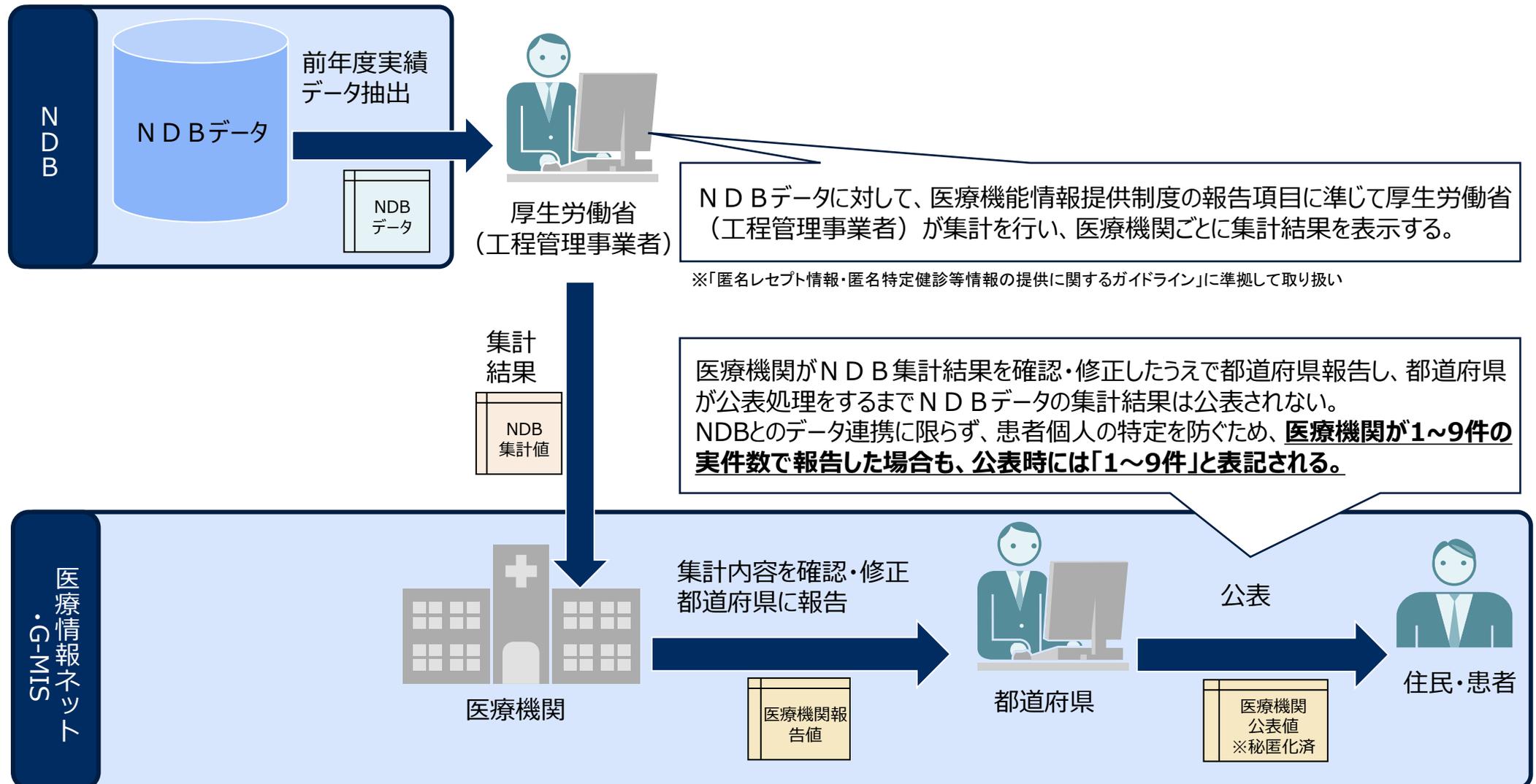
「対応可能な疾患・治療内容」の件数に プレプリントする値に関する説明資料

第1.1版 2024年10月31日

NDBデータを用いたプレプリントの概要

- G-MISでは、医療機関の報告負担の軽減を目的に、医療機能情報提供制度の一部の診療実績に関する項目（次頁参照）について、**NDBデータを用いて事前に集計、医療機関へ参考値として提示（プレプリント）**します。
- **NDBプレプリントはオンラインで報告するときのみ実施されます。**

<NDBデータを用いたプレプリント概要>



NDBデータを用いたプレプリントの対象項目

- NDBプレプリントの対象項目は、医療機能情報提供制度の省令・告示の別表2「対応可能な疾患・治療内容」のうち、「件数」の報告を行う項目から抽出しています。
- ただし、「正常分娩」（医療保険外で行われる診療）等、一部、NDBプレプリントの対象外の項目がございます。具体的な対象項目は、対象年度の「プレプリント対象項目」をご覧ください。

医療機能情報提供制度 省令・告示で設定されている公表項目

① 本編資料【医療機関の医療機能に関する情報】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	
(1) 基本情報	
1	病院の名称
2	病院の開設者
3	病院の管理者
4	病院の所在地
5	病院の案内用の電話番号及びFAX番号

② 別表1（本編資料の補足）

	厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの
1)	時間外（休日夜間）対応	1 終日の対応
		2 病院又は診療所における緊急2時の連絡先への連絡による対応
		3 連携する病院又は診療所への電話の転送
2)	障害者に対する配慮	1 手話による対応
		2 施設内の情報の表示

③ 別表2【対応可能な疾患・治療内容】

領域	対応可能な措置・疾患	件数
1) 皮膚・形成外科領域	1 皮膚・形成外科領域の一次診療	
	2 真菌検査(顕微鏡検査)	
	3 皮膚生検	
	4 凍結療法	
	5 光線療法(紫外線・赤外線・PUVA)	
	6 中等症の熱傷の入院治療	
	7 顔面外傷の治療	
	8 皮膚悪性腫瘍手術	○

別表2【対応可能な疾患・治療内容】

領域	対応可能な措置・疾患	件数
1) 皮膚・形成外科領域	1 皮膚・形成外科領域の一次診療	
	2 真菌検査(顕微鏡検査)	
	3 皮膚生検	
	4 凍結療法	
	5 光線療法(紫外線・赤外線・PUVA)	
	6 中等症の熱傷の入院治療	
	7 顔面外傷の治療	
	8 皮膚悪性腫瘍手術	○
	9 皮膚悪性腫瘍化学療法	
	10 良性腫瘍又は母斑その他の切除・縫合手術	
	11 マイクロサージェリーによる遊離組織移植	
	12 唇顎口蓋裂手術	○
	13 アトピー性皮膚炎の治療	

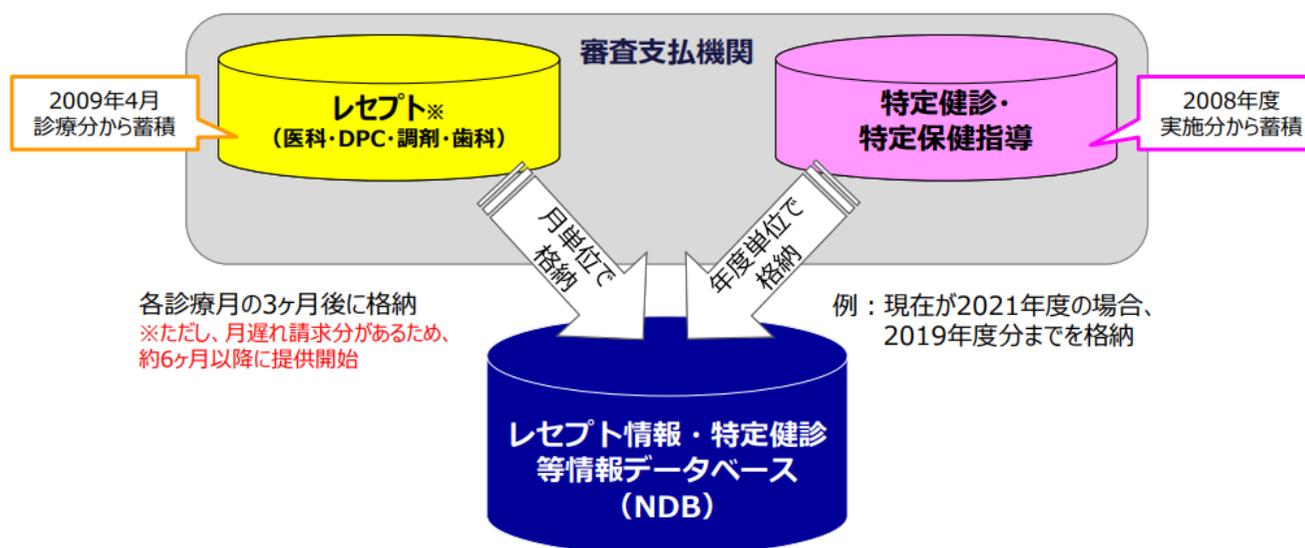
NDBプレプリントデータの定義（1/2）

- 匿名レセプト情報・匿名特定健診等情報（NDB；National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japan）のデータを用いて集計されています。
- NDBは、厚生労働省が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、2009（平成21）年より収集しているレセプト情報並びに特定健診・特定保健指導情報を集約したデータベースです。
- NDBは、医療機関等が請求したレセプトが、審査支払機関を経て、国のデータベースシステムに格納されることで構築されます。

I NDBに含まれる情報について

1. NDBに含まれる情報

レセプト情報・特定健診等情報データベースには、匿名レセプト情報と匿名特定健診等情報が格納されています。



※レセプト（正式名称「診療（調剤）報酬明細書」）とは、
医療機関等が患者負担額以外の負担分（保険者負担分、公費負担者分、高額療養費（現物高額）等）を保険者等
に請求する「請求書（診療（調剤）報酬の明細）」です。

NDBプレプリントデータの定義 (2/2)

- 医療機能情報提供制度においてご提示するNDBプレプリントデータは、NDBから抽出されたデータを受領した後、厚生労働省（工程管理事業）側で集計処理を実施したデータとなります。報告の際には、参考値としてご確認ください。
- 今年度の医療機能情報提供制度では、前年度診療分データを使用しました。
- 集計値は、医科入院・医科入院外・DPCレセプトを対象とした「レセプト件数」（※）の前年度4月～3月の年間合計値です。集計条件に使用する具体的なレセプト電算コードは、別添「プレプリント対象項目」をご覧ください。
※ 歯科レセプト、調剤レセプトは対象としておりません。
※ リハビリテーションに関する項目は、「実人数」を集計しています。

● NDBプレプリントデータの集計方法イメージ

項目	対象コード (例)	対象診療行為 (例)	入院レセプト	入院外レセプト	区分	レセプト件数の計算
皮膚悪性腫瘍手術	150004210	皮膚悪性腫瘍切除術(広汎切除)	150004210 150004210 150260910	150260910 なし	入院レセプト	対象コードを有するレセプトは3件
	150260910	皮膚悪性腫瘍切除術(単純切除)	150260910	なし	入院外レセプト	対象コードを有するレセプトは1件
					合計	入院レセプト3件+入院外レセプト1件=4件
					皮膚悪性腫瘍手術のプレプリント値	4

● NDBプレプリントデータに関する留意点

- 集計処理を通じて、各医療機関の診療実績を計算していますが、医療機関が把握している実績とは、データの性質上、やむを得ず乖離が発生する場合がございます。主な理由は以下の通りです。**数値が乖離する場合は、適切な報告値へ修正をお願いします。**
 - 紙レセプトによる請求は、NDBには含まれておりません。
 - 自動車損害賠償責任保険、労働災害補償保険、全額公費負担医療（医療扶助等）、その他の自由診療での診療の実績（医療保険での診療以外の場合）は、NDBには含まれておりません。
 - 各年度末の翌月請求分データ（4月請求分）までが含まれるため、一部の月遅れ請求分の実績は、プレプリントデータに用いるNDBには含まれておりません。
 - NDBデータは、「医療機関からの請求後、審査支払機関と国のNDBシステムを経て、集計可能となるデータ」であることから、その過程で生じた乖離理由については、医療情報ネット・G-MIS側で特定することが難しい場合がございます。

想定されるご質問への回答

想定質問 No.1

- 疾患領域コード「02」（神経・脳血管領域）について、「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」には、「終日対応することができるものに限る」項目と、「それ以外」の項目に分かれている。
- プレプリント値は、同じ値が入っているようだが、どのように対応すればよいか。



- NDBデータからは、当該医療機関が「終日対応できるか」を判定できないため、当該診療行為の算定されたレセプト件数を集計しています。
- 貴医療機関におかれては、「終日対応」の可否を踏まえた実績をご報告いただきますようお願いいたします。

参考) 別表2における該当項目の例

	領域		対応可能な措置・疾患	件数	記載上の留意事項
2)	神経・脳血管領域	8-1	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術」を算定しているもの
		8-2	上記以外の経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術		
		10-1	頭蓋内血腫除去術(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)」を算定しているもの
		10-2	上記以外の頭蓋内血腫除去術		
		11-1	脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(終日対応することができるものに限る。)	○	医科診療報酬点数表の「脳動脈瘤被包術」「脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの)」「脳動脈瘤頸部クリッピング」を算定しているもの
		11-2	上記以外の脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)		

想定されるご質問への回答

想定質問 No.2

- プレプリントデータを参考に、当院のレセプト件数の実績に基づいて報告作業を進めている中で、リハビリテーションの項目について、数値に乖離がある。
- プレプリントデータは参考値のため、自院のレセプト件数を報告する予定だが、考え方として適切か。



- 別表2において、リハビリテーション領域は実患者数を報告することとされています。
- 貴医療機関の「実患者数」の実績をご確認いただき、報告をお願いいたします。

参考) 別表2における記載 (赤枠協調部分)

【対応可能な疾患・治療内容】

別表2

※全体に係る留意事項

- 実施件数が求められている項目については、報告する年度の前年度に実施された件数を記載すること
- 当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているものを対象とし、公的医療保険による療養等の給付又は公費負担医療に係る給付として実施するものに限ること(ただし、「正常分娩」、「成人の歯科矯正治療」を除く)
- リハビリ領域において、実施件数とは取り扱った実患者数とする。

想定されるご質問への回答

想定質問 No.3

- プレプリント値を見ていると、当院の把握している実績と乖離がある。自院で把握している値に変更して問題ないか。
- また、別添の「プレプリント対象項目」を見ると、当院が昨年度の報告まで対象と考えていた診療行為と、定義にずれがある。定義を変更していただけないか。



- プレプリントデータは参考値のため、貴医療機関で把握されている実績を正しいものとしてご報告ください。
- 今年度報告においては、プレプリントデータの再集計を承ることはできません。いただいたご意見・ご提案については、次年度以降の運用への参考とさせていただきます。

想定質問 No. 4

- 実績があるはずの項目（又は、実績があるはずの医療機関の項目全体）に、プレプリント値がない。



- 別添の「プレプリント対象項目」に含まれない項目は、今年度のプレプリントデータの対象外です。
- また、保険医療機関番号は集計対象年度末の番号を使用しております。保険医療機関番号の変更等の事情により、実績のあった期間が集計対象にならなかった場合は、プレプリントデータに含まれない可能性がございます。
- お手数ですが、例年通り、貴医療機関で把握されている実績を正しいものとしてご報告ください。